## 美浜区役所千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉市決裁規程(平成4年千葉市訓令(甲)第1号。以下、決裁規程という。)別表第1共通専 決事項1一般事項中(5)、(6)、(7)に規定する専決事項の美浜区役所所管事項の取扱いを別 表1のとおり定める。
- 2 決裁規程別表第1共通専決事項3財務に関する事項(1)、(2)、(3)に規定する専決事項 については、課長への回議を要するものとする。ただし、別表2に掲げる専決すべき事項の課 内回議の順序は、同表の課内回議の欄に掲げるとおりとする。
- 3 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるもの及び決裁規程別表第1中備考の規定によるものとする。
- (1) 区長 区役所の長をいう。
- (2)課長 千葉市区役所事務分掌規則(平成4年千葉市規則第4号。以下「区役所事務分掌規則」 という。)第2条及び第5条に定める課及び室(課に置かれる室(以下「課内室」という。)を 除く。)の長をいう。
- (3) 課内室長 課内室の長をいう。
- (4) 主査 区役所事務分掌規則第9条第8項に定める主査をいう。
- (5) 決裁 事案の処理について、最終の意思決定をすることをいう。
- (6) 専決 事案の処理について、常時市長に代わって決裁することをいう。
- 4 別表中(5)に該当する事項として別表1に定める処分について、当該処分を拒否する処分を 行う場合には、決裁規程別表第1共通専決事項1一般事項(5)(6)の規定の趣旨を踏まえ、当 該処分を専決する者(以下「専決者」という。)と同等以上の者に決裁を受けるものとする。
- 5 この事務処理要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附則

- この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成29年1月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。